京都大学	博士(人間・環境学)	氏名	吉川 和挟
論文題目	政策の受容可能性の形成手法とその統制手法		

(論文内容の要旨)

本論文は、政策の受容可能性に着目し、その形成手法について考察したうえで、そうした方法が政府によって濫用されないようにするための統制のあり方を検討するものである。受容可能性とは、政策の影響を受けることが予想される主体によって、その政策が積極的・消極的に支持されている状態のことであり、当該政策の成否にとって重要な意味を持つ。その一方で、従来、受容可能性に関する研究は、合意形成プロセスや関係者間のコミュニケーションの観点から論じられたものが多く、「受容可能な政策をいかにデザインするか」という視点からの研究は少ない。そこで本論文は、政策デザインの観点から、単なる抽象論にとどまらない、実現可能な受容可能性の獲得手法を提案したうえで、その手法が不適切な世論操作などに転化することを防ぐための統制手法について検討を行うものである。構成は以下のとおりである。

まず序章では、政策が成功するうえで受容可能性が重要な意義を有することを先行研究にもとづき確認し、論文全体の構成について説明している。第一章では、本論文が対象とする受容可能性は、「政治的受容可能性」ではなく「公共的受容可能性」であること、また、受容可能性の獲得には「手続きの拡充」と「情報の提供」という二つの方法があるが、本論文は先行研究の少ない「情報の提供」による受容可能性の獲得について論じるものであることが示される。

続く第二章、第三章が本論文の第一部を構成する。第一部では、受容可能性の形成・ 獲得手法について考察する。

第二章では「政策対象者」に焦点を当てる。政策対象者が特に規制政策を受容した状態、つまり政策が遵守された状態に焦点を当て、遵守の実現方法について論じる。従来、法律の遵守については研究がなされてきたものの、政策の遵守については近年ようやく研究が進展してきたところである。本章では、屋外広告物規制を事例とし、政策対象者が置かれた状況・文脈に沿った「目標フレーミング」が、適切な政策遵守を実現するうえで重要であることが示される。

これに対して第三章では、政策対象者ではなく「政策対象者以外の政策関連主体」に着目し、空き家対策事業を事例として、その受容の形成・獲得手法について検討する。空き家対策事業においては、ときに空き家除去に対して補助金が支給されることがあるが、このような手法は空き家所有者以外の市民に対して不公平感を抱かせることが多い。こうした状況のもとでは政策対象者以外の政策関連主体からの支持を得ることが重要になるが、本章では、問題となっている政策をどのような文脈に位置付けるか、つまりその政策の持つ「意味」をどのように語るか、という点が当該政策への支持に大きな影響を与えうると指摘している。

以上、第二章・第三章の議論を受けて、第一部のまとめとして、「問題の再定義」と

いう概念が提示される。「問題の再定義」とは、問題解決のために行われる意図的な問題設定の変更を指す。たとえば、ある問題Aの解決手段を問題Bの解決のために利用したい場合に、問題Bをあたかも問題Aであるかのように「見せかける」ことにより問題Bのより効果的・効率的な解決を目指す手法である。第二章・第三章でみたように、このような手法はときに非常に効果的であるものの、濫用や混乱の可能性も存在する。

そこで第二部(第四章・第五章)では、この「問題の再定義」を政策デザイン論および政策法務論の先行研究に関連づけ、その濫用を防ぐための統制手法について論じる。

第四章では、問題の再定義を政策デザイン論の観点から捉えなおしたうえで、風俗店規制の事例をもとに、「法的アプローチ」が重要であることが示される。ここで法的アプローチとは、①立法の段階において法により定められる目的と手段を民主的に開示すること、②行政の実施段階において法により定められた目的に手段を限定すること、の二つの条件を課すことにより、問題の再定義を適切に行うことを可能とする政策デザイン方針を指す。この法的アプローチによって、問題の再定義により政策目的があいまいになることで政策実施の現場で混乱が生じたり、当初の政策目的から外れた運用がなされることで民主的統制が弱まったりする危険を回避できると主張する。

第五章では、法的アプローチを実際に活用するための重要な契機として訴訟を取り上げ、訴訟と政策デザインの関係について論じている。具体的な事例として、横須賀市におけるマンション建築計画をめぐる訴訟を取り上げ、政策デザインにとって訴訟がどのような意義を有するかを、政策法務論の先行研究を踏まえつつ、行政及び市民にとっての法学習の観点から捉えなおす必要性が指摘される。訴訟を通じて、問題の再定義の濫用が是正されるだけでなく、問題の再定義がどこまで許容されるかについて、市民と行政のあいだで一種の「相場観」を共有できるようになることの重要性が強調される。

最後に終章では本論文の内容を振り返り、研究上の意義および社会的意義について述べている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、政策の受容可能性に焦点を当て、その形成・獲得手法を提案したうえで、その統制手法についてもあわせて論じた意欲的な論考である。政策への支持や受容の問題はかねてより政策研究における重要なテーマのひとつであったが、その具体的な形成・獲得手法について体系的に論じられることは少なかった。とりわけ近年研究が盛んになっている政策デザイン論との関連については、日本ではまったく論じられておらず、その学術的・社会的意義はきわめて大きいと考えられる。

以下、本論文の有する主要な学術的・社会的意義を詳しく述べる。

本論文の意義は、第一に、政策の受容を確保するための実現可能な手法を、政策デザインの観点から明らかにした点である。これまでにも政策の受容に関しては、各論的に、政策立案段階における関係者間の合意形成や、規制政策の執行プロセスのあり方の問題として論じられることはあった。前者はたとえば市民参加や住民参加、あるいは利害関係者の参加を政策立案段階で行うことにより、政策に対する受容可能性を高めるものである。後者については、特に規制政策の実施に関して研究がなされており、行政と規制対象者とのあいだでの協調的コミュニケーションの重要性が指摘されている。だが、こうした従来の研究は個別の政策分野に関する研究にとどまるうれぞれの手法は必ずしも常に適切な結果をもたらすわけではない。立案段階でのおれ必ずしも適切な合意をうみだすとは限らないし、執行段階での行政と対象者の「協調」はしばしば「癒着」をもたらすからである。これに対して本論文は、受容可能性の概念に着目することで、個別分野ごとに行われてきた受容に関する研究を統合的に理解するとともに、政策デザインの観点から、「問題の再定義」という、従来論じられてきた方法とはまったく異なるタイプの受容形成・獲得方法を提案しているのである。

本論文の第二の意義は、問題の再定義という受容形成・獲得手法の意義を示すにとどまらず、その濫用を防止するための手法として「法的アプローチ」を提示している点である。そもそも、従来の政策デザイン論においても、国民や政策対象者に対して情報を提示する手法の重要性については指摘されてきた。また、近年はナッジのような非強制的な行動誘導手法も注目されている。しかしながら、こうした手法については、濫用の恐れがあることが繰り返し指摘されてきた。行政側が「真の目的」を隠して人々の支持を調達したり、人々の行動を変えようとしたりする危険があるからである。これに対して本論文は、政策について、民主的な手続きを通じて法制化をおこない、政策目的とその手段を明示化することで、濫用に対して一定の縛りをかけることの意義を説いている。じつのところ、従来の政策デザインの議論において、政策の持ち側面についてはほとんど触れられてこなかった。その意味で、本論文は、問題の再定義という手法が濫用されないようにするための具体的かつ実効的な手法を提示するにとどまらず、政策デザイン論における「法」の位置づけという重要なテーマを見出したものとしても評価できよう。

この点に関連して、本論文の第三の意義として、訴訟に着目することで、政策デザイン論と政策法務論を架橋するとともに、政策デザイン論の射程を拡大する可能性を示している点が挙げられる。政策法務論は、特に自治体における、条例制定や執行、訴訟などの場面で、どのように法的知識を活用し、適切な行政運営を実現するかを論じるものであるが、そうした議論が政策デザイン論のような抽象的な理論とどのような関係にあるか、ということは、これまでまったく論じられてこなかった。これに対して本論文は、司法によって「問題の再定義」の濫用が是正・防止されるとともに、訴訟を通じて行政と市民が「問題の再定義」の妥当な範囲を相互に学習しうることを

指摘している。従来の政策デザイン研究の多くは、さまざまな政策手段を単に羅列する、どちらかといえば静態的なものであった。これに対して本論文は、訴訟に着目することで、政策デザインの動態的な側面を明らかにすることに成功している。

以上、本論文は、政策の受容可能性について、単に理論的な観点から検討するにとどまらず、具体的な事例を踏まえ実践的な提案を行っており、その新規性及び独自性において高く評価される。以上の点から、本論文は、新たな社会システムの構築を目指す共生社会環境論講座の理念にふさわしい内容を備えたものであると認める。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。 また、令和4年6月23日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結 果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日: 令和 年 月 日以降